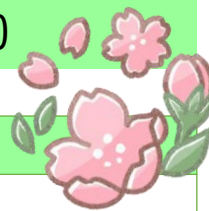


# 男女共同参画information

【問い合わせ・申し込み】

あいセンター

TEL・FAX 42-2030



## 若年層の性暴力被害が増えています！

4月は進学、就職等に伴い若年層の生活環境が大きく変わるため、被害に遭うリスクが高まる時期であり「若年層の性暴力被害予防月間」と定めて啓発をしています。

**同意のない性的な行為の強要は、いかなる理由・関係性であってもすべて性暴力**です。これは被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼします。

性暴力に関する情報をみんなで共有して、社会全体で性暴力をなくしていきましょう。

### 電話・SNS 相談

◆職場におけるセクシュアルハラスメント  
京都労働局雇用環境・均等室  
☎075-241-3212

◆性暴力に関するSNS相談  
「Cure time (キュアタイム)」  
受付時間：17時～21時  
SNS相談、メール相談



◆親子のための相談LINE  
受付時間：10時～20時  
子育てや親子関係で悩んだときの  
相談窓口



### 4月の予定

- 1日(水) 女性相談(要予約)
- 3日(金) 京都ひとり親家庭北部自立支援センター  
巡回相談(要予約) ※0773-23-2771
- 5日(日) あいセンター無料開放日(要予約)
- 15日(水) 女性相談(要予約)
- 19日(日) あいセンター無料開放日(要予約)

### 5月の予定

- 1日(金) 京都ひとり親家庭北部自立支援センター  
巡回相談(要予約) ※0773-23-2771
- 3日(日) あいセンター無料開放日(要予約)
- 17日(日) あいセンター無料開放日(要予約)
- 20日(水) 女性相談(要予約)

性別・年齢を問わず、相談できます。

電話で相談  
性犯罪・性暴力被害者のための  
ワンストップ支援センター  
はやくワンストップ  
**#8891**  
性犯罪被害相談電話(警察)  
ハートさん  
**#8103**

SNSで相談  
Cure time(キュアタイム)

「何も言わないから、いいのかなと思った。」  
相手の同意のない性的な行為は性暴力です。

その無自覚な行動や発言が相手に与える影響は性暴力。

## 女性活躍推進法が改正され、えるぼしプラス認定が創設されました。(令和8年4月1日施行)

女性活躍推進法は、2016年4月に施行され、2026年3月31日までの10年間の期間付の法律でした。しかし、男女の賃金格差などの課題はいまだ解消されておらず、問題の是正には継続的な取り組みが必要とされています。そのため、法律の有効期限がさらに10年延長され、2036年3月31日までとなりました。

### えるぼし認定・えるぼしプラス認定とは？

一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定され、満たした要件によりえるぼし1段階目～3段階目、プラチナえるぼしが認定されます。令和8年4月1日の女性活躍推進法の改正にあわせ、えるぼしプラス認定が創設されました。

### えるぼしプラス認定の創設

えるぼし認定及びプラチナえるぼし認定に女性の健康支援に関する基準を加えた新しい制度です。取得するには、以下の4つの要件全てに該当する必要があります。

- ①女性の健康上の特性に配慮した休暇・制度を整備すること
- ②女性の健康上の特性への配慮に関する方針を社内示し、周知する措置をとること
- ③女性の健康上の特性への配慮に関する研修の実施や理解を深める取り組みを行うこと
- ④女性の健康上の特性への配慮に関する相談に応じる担当者を選任し、その担当者を労働者に周知すること

「えるぼしプラス(1段階目)」 「えるぼしプラス(2段階目)」 「えるぼしプラス(3段階目)」 「プラチナえるぼしプラス」



女性の健康上の特性に係る取組については「働く女性の心とからだの応援サイト」をご覧ください。

